



贈与方法を シミュレーション

来年から相続税が大幅増税され、基礎控除は現行の4割減、最高税率は50%から55%に引き上げられます。資産家に対する税金というイメージの強かった相続税の対象者は格段に増え、自宅とある程度の金融資産を持っている人の多くが払わなければならない税金になるのです。

相続税と同時に贈与税も改正されますが、これらの改正は「相重贈与」路線の一環と言えます。つまり相続に厳しく贈与に甘い改正なのです。贈与については、一般の贈与に比べて税金が軽減される直系尊属から20歳以上の人への贈与制度が新設されます。最高税率は上がったものの、税

負担が軽減される部分もけっこうあるのです。また2003年に創設された相続時精算課税制度の適用対象が子どもだけでなく、孫への贈与にも拡大されます。

これらの狙いは高齢者の資産をなるべく早く次の世代に移転してもらい、消費を拡大することで経済の活性化に寄与することです。つまり税制は生前贈与を積極的に後押ししているわけで、この流れを適切に活用

し、税負担の軽減と円満な相続のための方策を探るべきです。

贈与制度を活用し相続税を減らすためのポイントは、毎年増える財産以上の贈与を行うことです。しかし、やみくもに贈与すればいいわけではなく、一般贈与、直系尊属からの贈与、相続時精算課税制度の贈与、住宅資金教育資金の贈与など、どれを利用するかをシミュレーションして一番有利なプランを立てて計画的に実行することが何よりも重要です。

安心の報酬 「SPシステム」

残された家族が争うことなく、確実に財産をバトンタッチするための非常に有効な方法として、私は「生前遺産分割」を提言しています。「生前遺産分割」とは、自分の意思がしっかりとしているうちに、①贈与②相続時精算課税③事業承継税制④信託——など、どの制度を利用し、どんな

方法で財産を引き継いでもらうかをあらかじめ決めておくことです。その前提として、すべての財産・債務を把握し、だれに何を渡すかを考え、それを基に各相続人の相続税額を計算し、納税資金が確保されているかどうかを吟味します。まず分割、それに沿って一番有利な節税方法を考え、定期的に見直していくのが王道です。

「生前遺産分割」がうまくできたとしても、最終段階の申告で失敗すると元も子もありません。そこで相続申告を得意としている私ども税理士に相談していただきたいのですが、相談料や申告報酬が一体いくらか不安に思われる方も多いと思います。そこで当事務所では、「SPシステム」という相続税の申告システムを導入しました。

会員組織の 相談窓口も

「SPクラブ」という会員組織も設けました。入会金無料、初回相談料無料で、広大地判定などを含めた相続問題、不動産活用、融資の相談、事業承継など様々な相談を承っています。相談に際しては的確なアドバイスができるように、資産内容がわかる書類や親族関係図などをお持ちいただき、じっくり時間をかけて、被相続人、相続人の考えを聞かせていただいています。さらに、相続に対する理解を深めていただけるようメールによる税務情報発信や、相続に関するセミナー・勉強会などにもお招きしています。

申告報酬は相続財産額の一割割台をいただく方式が一般的ですが、これでは相続財産をすべて評価し合計するまで報酬がいくらか、お伝えすることはできません。また相続財産が現預金・有価証券なのか、不動産が何件あるのかで、私どもの手間も全く異なります。そのため相続財産の種類・件数と事前に定めている単価を基準に積み上げることで報酬を明確化したのです。この方式ですと、財産の数に単価をかけるだけで、すぐに報酬がわかるので、多くの問い合わせをいただいています。

相続税をはじめとして個人の税金は大幅増税の流れが本格化し、だれもが税金に対する関心と正しい理解を持たなければならぬ時代になりました。当事務所が蓄積した豊富な

円満で有利な相続は「生前遺産分割」

な経験とノウハウをぜひともご利用いただき、円満な財産の継承に役立てていただければと思います。
(近畿税理士会所属)

三輪厚二所長の著書の紹介

「生前遺産分割」で財産を守れ

相続税は、もはやお金持ちだけにかかる税金ではなくなりました。これからは、生前対策をしっかりしていかなければなりません。本書では新相続税の攻略法を盛り込み、相続税増税に備えた新相続対策を幅広く紹介しています。

三輪厚二税理士事務所 TEL:06-6209-8393
相続税申告相談センター <http://www.souzokuzouyo.com/>

